

別紙

業種別労働災害防止対策

- 1 製造業
 - 1-1 共通事項
 - 1-2 食料品製造業
 - 1-3 木材・木製品製造業及び家具・装備品製造業（金属製及び漆器製を除く）
 - 1-4 化学工業
 - 1-5 窯業・土石製品製造業
 - 1-6 鉄鋼業及び非鉄金属製造業
 - 1-7 金属製品製造業、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業
 - 1-8 船舶製造業
 - 1-9 自動車・同付属品製造業
- 2 建設業
 - 2-1 共通事項
 - 2-2 土木工事
 - 2-3 建築工事（木造家屋建築等低層住宅建築工事を除く）
 - 2-4 木造家屋建築等低層住宅建築工事
 - 2-5 設備工事
- 3 陸上貨物運送事業（貨物取扱業を含む）
- 4 林業
- 5 第三次産業
 - 5-1 卸売・小売業
 - 5-2 社会福祉施設
 - 5-3 通信業
 - 5-4 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）
 - 5-5 ビルメンテナンス業
 - 5-6 電気業（原子力発電所）
 - 5-7 旅館業
 - 5-8 ゴルフ場業
 - 5-9 警備業
- 6 その他の業種
 - 6-1 港湾貨物運送事業
 - 6-2 鉱業（採石業及び砂・砂利・玉石採取業を除く）
 - 6-3 採石業及び砂・砂利・玉石採取業

1 製造業

1-1 共通事項

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 化学物質における「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用の促進
- (4) 建築物等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) IT技術を活用した安全衛生管理手法の活用
- (6) 雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底
- (7) 危険感受性向上教育の推進
- (8) 元方事業者としての総合的な安全衛生管理の徹底
- (9) 派遣労働者の派遣先事業場における安全衛生に係る措置義務の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

1-2 食料品製造業

- (1) 食品加工用機械及び食品包装機械に係るガイドラインに基づく機械の安全化の促進並びに使用時の安全の確保
- (2) 荷の運搬等における安全な作業方法の徹底
- (3) 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (4) 化学物質等の飛散・接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底

- (5) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

1-3 木材・木製品製造業及び家具・装備品製造業（金属製及び漆器製を除く）

- (1) 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底
- (2) 作業主任者の適正な配置及び職務の励行
- (3) 塗装、接着作業等における局所排気装置等の設置の徹底

1-4 化学工業

- (1) 「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」に基づく対策の徹底
- (2) 化学設備の保守管理の徹底
- (3) 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法及び注文者、元方事業者等の措置の徹底
- (4) 異常事態発生時の緊急体制の確立
- (5) 静電気による爆発・火災災害防止対策の徹底
- (6) 塔槽類内部等の酸素欠乏危険作業における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (7) 化学物質等の表示及び文書交付の徹底
- (8) 化学物質の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (9) 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等促進

1-5 窯業・土石製品製造業

- (1) 成形機、混合機等の安全化の促進及び安全装置等の適正使用の徹底
- (2) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (3) 原料の混合等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (5) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

1-6 鉄鋼業及び非鉄金属製造業

- (1) 水蒸気爆発防止対策の徹底
- (2) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (3) 重量物等の運搬の安全な作業方法の徹底
- (4) 「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (5) 型ばらし、ばり取り等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (6) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (7) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (8) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (9) 鉄鋼生産設備工程における一酸化炭素による中毒防止対策の徹底

1-7 金属製品製造業、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業

- (1) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械の設計段階における「危険性又は有害性等の調査等」の実施及び本質的安全設計等の促進
- (2) マグネシウム合金等の粉じん爆発防止対策の徹底
- (3) プレス機械、工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適正使用の徹底
- (4) 産業用ロボット等の自動機械の安全化の促進
- (5) 「自動化生産システムの非定常作業における安全対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (6) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (7) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (8) アーク溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (9) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (10) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 半導体製造工程液晶関連基材製造工程における安全衛生対策の徹底
- (13) 工場団地等において共同して行う安全衛生活動の促進
- (14) 非定常時作業を含む洗浄、塗装・払しょく作業等における有機溶剤中毒予防措置の徹底
- (15) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底

1-8 船舶製造業

- (1) 足場の設置による安全な作業床の確保
- (2) 船舶の解体、修理時における残存する危険物等の除去、溶接・溶断作業時等の火気管理、中毒の防止及び消火・警報設備の整備の徹底
- (3) 船舶の解体、修理時における呼吸用保護具の徹底等石綿ばく露防止対策の徹底

- (4) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (5) アーク溶接、ガス溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (6) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (7) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (8) 塗装作業における有機溶剤中毒予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (10) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (11) 非破壊検査における遮へい措置による放射線被ばく管理対策の徹底

1-9 自動車・同付属品製造業

- (1) プレス機械、工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適正使用の徹底
- (2) 産業用ロボット等の自動機械の安全化の促進
- (3) 「自動化生産システムの非正常作業における安全対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (4) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (5) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (6) アーク溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (7) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (8) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

2 建設業

2-1 共通事項

- (1) 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- (2) 中小地場総合工事業者における総合的な安全衛生対策の徹底と指導力の確保
- (3) 専門工事業における自律的な安全衛生管理の確立
- (4) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (5) 発注者による安全衛生への配慮
- (6) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進
- (7) 適切な足場の設置等による安全な作業床の確保又は防網及び安全帯の使用の徹底
- (8) 建設機械における危険検知システム及び運転者の防護装置の導入
- (9) クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の定期自主検査及び点検整備の励行並びにこれらの機械による安全な作業方法の徹底
- (10) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、従事労働者等に対する教育の徹底
- (11) 建築物、設備の解体、改修等の作業における石綿等へのばく露防止対策の徹底
- (12) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (13) さく岩機、ピックハンマー等建設作業用の機器の振動レベルの表示の導入及びこれによる低振動の機器の購入の促進
- (14) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底
- (15) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度及び硫化水素濃度の測定、換気並びに特別教育の徹底
- (16) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (17) 「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (18) 作業時における熱中症対策の推進
- (19) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (20) 出稼労働者に対する安全衛生教育及び健康診断の実施の促進
- (21) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

2-2 土木工事

- (1) 手すり先行工法の普及・定着
- (2) 足場、型枠支保工等の仮設設備の強度及び適正な構造要件の確保並びに経年仮設機材の適正な管理の徹底
- (3) 適正な条件のもとでの車両系建設機械による荷のつり上げ作業の実施の徹底
- (4) 土止め先行工法の普及・定着
- (5) 事前の地質等の調査及び安全な作業計画の策定の徹底
- (6) 明り掘削工事における掘削面の適正な勾配の保持の徹底及び作業開始前の地山の点検の励行
- (7) 斜面掘削工事における斜面崩壊を防護する工法の開発・普及
- (8) 型枠支保工の組立図及び鉄筋構造物の組立て作業計画に基づく組立ての徹底
- (9) トンネル工事における軌道装置等の建設用機械等の使用時の安全確保、可燃性ガス、火気の管理、退避等に係る措置及び救護技術管理の徹底
- (10) 橋梁工事における橋げたの架設等の作業の安全確保の徹底
- (11) 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の普及
- (12) 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく換気の実施、粉じん濃

- 度の測定、発破終了後の措置、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (13) 潜函工法における高圧室内業務の整備の適正化並びに高圧室内業務の管理及び特別教育の徹底
 - (14) 換気が不十分な場所における内燃機関の使用禁止及び練炭を使用するコンクリート養生場所における一酸化炭素中毒防止対策の徹底

2-3 建築工事（木造家屋建築等低層住宅建築工事を除く）

- (1) 手すり先行工法の普及・定着
- (2) 足場、型枠支保工等の仮設設備の強度及び適正な構造要件の確保並びに経年仮設機材の適正な管理の徹底
- (3) 仮設構造物、建築物等の組立て等の作業の安全確保
- (4) 解体・改修作業における安全衛生対策の徹底
- (5) コンクリートのはつり作業時の粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底

2-4 木造家屋建築等低層住宅建築工事

- (1) 足場先行工法の普及・定着
- (2) 作業床、手すり等の設置が困難な場所等における防網及び安全帯の使用の徹底
- (3) 木造家屋解体工事安全施工指針等に基づく安全作業の励行
- (4) 木材加工用機械の使用時の安全確保
- (5) 保護帽の着用の徹底

2-5 設備工事

- (1) 高所作業車等に係る安全な作業方法の徹底
- (2) 電気工事における活線作業及び活線近接作業時の絶縁用保護具の着用の徹底
- (3) アーク溶接等の粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 原子力発電所の工事における放射線被ばく管理対策の徹底
- (5) 有害な化学物質等の流入のおそれがある設備、配管等の補修作業等における確実な遮断等中毒防止対策の徹底
- (6) 廃棄物焼却施設の解体・改修等におけるダイオキシン類ばく露防止対策の徹底
- (7) 内燃機関使用時、ガス配管工事における一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底

3 陸上貨物運送事業（貨物取扱業を含む）

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (2) リアルタイム遠隔安全衛生管理手法の活用
- (3) 荷主関係者とトラック事業者との連携
- (4) 荷役作業に係る「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (5) 荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (6) 荷役運搬機械及び器具・用具の点検整備並びに適正使用の徹底
- (7) 荷役運搬機械による作業及び貨物の積卸し作業における作業指揮者の適正配置、職務の励行及び安全衛生教育の徹底
- (8) 荷役運搬作業における安全作業マニュアルの整備及び同マニュアルを用いた教育の徹底
- (9) 荷の積卸し作業、はい作業等における安全な作業方法の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 貨物として取り扱われる化学物質等の危険有害性の事前確認の励行
- (13) 石綿含有廃棄物等の荷役運搬作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (14) 液体化学物質の荷役等の労働衛生対策の徹底
- (15) 廃PCB収集・運搬作業におけるPCBばく露防止対策の徹底

4 林業

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底
- (3) 高性能林業機械等の大型林業機械による安全作業の徹底
- (4) 伐木造材、造林作業及び機械集材装置等による集材作業の安全な作業方法の徹底
- (5) 刈払機による安全作業の徹底
- (6) 単軌条運搬機による安全作業の徹底
- (7) 労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (10) 防護網の使用等による蜂刺され災害防止対策の徹底

5 第三次産業

5-1 卸売・小売業

- (1) 安全衛生管理体制の確立

- (2) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 食品加工用機械及び食品包装機械に係るガイドラインに基づく機械の安全化の促進並びに使用時の安全の確保
- (5) 一般動力機械及び荷役運搬機械の点検整備の励行
- (6) 倉庫、加工場所等での作業における安全な作業方法の徹底
- (7) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (10) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

5-2 社会福祉施設

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した介護作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

5-3 通信業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

5-4 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (3) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (4) 処理施設内における墜落災害防止対策の徹底
- (5) 処理施設内における爆発・火災等の防止対策の徹底
- (6) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (7) 車両系荷役運搬機械及び車両系建設機械による安全作業の徹底
- (8) 廃棄物処理作業における保護面、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (9) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (13) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (14) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底

5-5 ビルメンテナンス業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、転落災害の防止対策の徹底
- (5) 高年齢者に配慮した床面等の清掃作業の安全な作業方法の徹底
- (6) ゴンドラの適正な設置及び点検整備の励行及びゴンドラ等を利用した窓等の清掃作業の安全な作業方法の徹底
- (7) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 呼吸用保護具の使用等による石綿ばく露防止対策の徹底
- (10) 洗浄剤から発生するガスによる中毒防止対策の徹底
- (11) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (12) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

5-6 電気業（原子力発電所）

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (3) 原子炉設置者を中心とする総合的な安全衛生管理の徹底
- (4) 元方事業者及び関係請負人による放射線作業管理計画の作成並びに放射線作業届による放射線作業の報告

- (5) 原子力発電所の検査・工事の作業における放射線被ばく管理対策の徹底
- (6) 管理区域内に立ち入る労働者に対する安全衛生教育の徹底
- (7) 放射性廃棄物の管理区域外での運搬に係る作業管理対策の徹底

5-7 旅館業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (4) 調理、搬送機械等の点検整備の励行
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害防止のための保護具の使用の徹底
- (8) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

5-8 ゴルフ場業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (3) キャディ作業における飛来災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (4) 芝刈り作業、植栽管理作業等における転倒災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) ゴルフカート、芝刈機等の点検整備の励行
- (6) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (7) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (8) 農薬散布作業における中毒防止対策の徹底

5-9 警備業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (3) 施設等の巡回警備作業における転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (4) 車両誘導作業における安全な作業方法の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底

6 その他の業種

6-1 港湾貨物運送事業

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 船内荷役作業、荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (3) 車両系荷役運搬機械、揚貨装置、クレーン等の作業範囲内への労働者の立入禁止措置の徹底及び安全な作業方法の徹底
- (4) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (5) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (6) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (7) 貨物として取り扱われる化学物質等の危険有害性の事前確認の励行
- (8) 石綿含有廃棄物等の荷役作業等における石綿ばく露防止対策の徹底

6-2 鉱業（採石業及び砂・砂利・玉石採取業を除く）

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (3) 粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (5) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底

6-3 採石業及び砂・砂利・玉石採取業

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 作業計画に基づく安全作業の実施
- (3) 作業箇所の点検の励行と崩壊等による危険防止措置の徹底
- (4) 車両系建設機械、荷役運搬機械、採石機械、設備の点検整備の励行及び適正使用の確保
- (5) 発破作業時の安全確保の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 掘削作業時の粉じん作業における湿潤化、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (8) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (9) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底
- (10) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底